

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援について

	相談したい内容	該当する支援策	主な支援内容	問い合わせ先	
個人向け支援	給付	全弘前市民の皆さんへの給付	特別定額給付金	1人あたり10万円 (申請は郵送かオンラインで)	新型コロナウイルス感染症対策室 (☎40-2636)
		住宅を失うまたはその恐れがある	住居確保給付金	3カ月家賃相当額の給付 (上限あり)	生活福祉課就労自立支援室 (☎38-1260)
	貸付	減収により生活費に悩んでいる	緊急小口資金	上限20万円	弘前市社会福祉協議会 (☎33-1161)
			総合支援資金	2人以上の世帯=月20万円 単身世帯=月15万円	
求職	休職・失業中に農作業に従事したい	休職者等農業マッチング緊急支援事業	農業従事希望者の農業者への仲介	農政課 (☎40-7102)	
猶予	市税等の納付が難しい	徴収猶予等	徴収猶予等	収納課 (☎40-7032、40-7033、40-7034)	
	水道・下水道料金を支払うのが難しい	支払いの猶予	支払いの猶予	上下水道部お客様センター (☎55-6868)	
事業者向け支援	補助	事業所店舗の家賃の支払いが困難	小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金	最大10万円	商工労政課 (☎35-1135)
		団体で売上回復・向上を目指したい	事業者売上回復応援補助金	最大90万円(情報発信などに要する経費)	
	休職・失業中の人を農業生産現場で受け入れたい	休職者等農業マッチング緊急支援事業	1日あたり賃金実支給額の2分の1(上限3,000円)	りんご課 (☎40-7105)	
	給付	事業資金を確保したい	持続化給付金	法人=最大200万円 個人事業主=最大100万円	持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)
	協力金	県の休業要請に応じて休業した	青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金	法人=30万円 個人事業者=20万円	青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金電話相談窓口 (☎0120-917-886)
	融資	事業資金を確保したい	弘前市小口資金特別保証融資制度(特別小口枠)	限度額=300万円(市による利子および保証料の全額補助)	商工労政課 (☎35-1135)
青森県特別保証融資制度経営安定化サポート資金			限度額=3,000万円(県による保証料および金利の補助)	青森県信用保証協会弘前支所 (☎32-1331)、 青森県商工政策課 (☎017-734-9368)	
新型コロナウイルス感染症特別貸付・衛生環境激変対策特別貸付等			一時的な業況悪化により売上が減少した事業者、または資金繰りに支障をきたしている旅館業等営業者への融資	日本政策金融公庫弘前支店 (☎36-6303)	
助成	雇用を維持したい	雇用調整助成金	上限=1人1日あたり8,330円	ハローワーク弘前 (☎38-8609)	
猶予	市税等の納付が難しい	徴収猶予等	徴収猶予等	収納課 (☎40-7032、40-7033、40-7034)	

(令和2年5月15日現在)

10万円の給付金(特別定額給付金)に関するお知らせ



絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- マイナンバー
- 口座番号
- キャッシュカード



市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✗ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン (局番なしの3桁) ☎188

警察相談専用電話 ☎#9110

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
☎0120-213-188

弘前市新型コロナウイルス感染症
対策室
☎40-2636

